

前橋市認定農業者連絡協議会

第18回定期総会

議 案 書

(令和5年5月16日開催)

前橋市認定農業者連絡協議会

# 前橋市認定農業者連絡協議会第18回定期総会

日 時：令和5年5月16日（火）午後1時30分

場 所：前橋市総合福祉会館 第1・2会議室

## 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議事録署名人の指名及び書記の任命

6 議 事

議案第1号 支部助成金交付要項の廃止について

議案第2号 令和4年度事業報告の承認について

議案第3号 令和4年度会計決算の承認について

令和4年度会計監査報告

議案第4号 令和5年度事業計画（案）について

議案第5号 令和5年度会計予算（案）について

議案第6号 令和5年度会費の額について

議案第7号 役員の改選について

7 閉 会

〔参考資料〕

前橋市認定農業者連絡協議会規約

前橋市認定農業者連絡協議会支部助成金交付要項

平成30年7月26日から適用

担当：前橋市認定農業者連絡協議会事務局

(前橋市役所 7階 農政課内)

電話 898-6708 (直通)

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

|      |  |
|------|--|
| 交付目的 | 認定農業者連絡協議会の各支部において、農業振興活動や支部の運営に対して、資金の助成を行うものです。  |
| 内容   | 補助事業者<br>この助成金の交付対象となる方<br>前橋市認定農業者連絡協議会に属する各支部  |
|      | 交付の対象となる事業及び経費<br>(1) 支部組織助成事業<br>各支部の運営に関する経費<br>(2) 支部活動助成事業<br>各支部で自主的に行った事業に対する経費  |
|      | 交付金額<br>(1) 会員1人あたりの交付金額を500円以内とします。(その支部の会員数に500円をかけた金額が、その支部の上限交付金額となります。ただし前年度からの繰越金が交付金額を上回る場合は対象外とします。)<br>(2) 1支部あたりの交付金額を5万円以内とします。<br>ただし、対象となる2事業とも各年度の予算の範囲内での交付としますので、請求総額が予算額を超えた場合は一律減額いたします。 |
| 交付条件 | 1 助成金申請者は、事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。<br>2 助成金申請者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後3年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。<br>3 助成金申請者は、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。      |

|        |                           |   |
|--------|---------------------------|---|
| 交付手続き等 | 交付申請の方法、時期等               | <p>次の書類により申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付申請書</li> <li>2 添付書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業実績見込書</li> <li>(2) 収支決算見込書</li> <li>(3) その他参考となる書類</li> </ol> </li> </ol>   |
|        | 交付決定の時期等                  | <p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>  |
|        | 請求の方法、支払時期等               | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付決定後、助成金交付請求書により請求してください。</li> <li>2 請求時に、交付決定通知書の写しを添付してください。請求後、内容を審査の上、支払います。</li> </ol>   |
|        | 対象事業等が、変更、中止又は廃止となった場合の手續 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手續が必要となります。</li> <li>2 変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</li> </ol>   |
|        | 変更等承認決定の時期等               | <p>変更等承認申請書を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>  |
|        | 実績報告書の提出等                 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業が完了した日から30日以内又はその年度の3月31日のいずれか早い日までに、報告してください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 実績報告書</li> <li>(2) 添付書類                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 事業報告書</li> <li>イ 収支決算書</li> <li>ウ その他参考となる書類</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、交付条件に適合していると認めるときは、助成金額を確定します。</li> </ol> |

議案第1号

|           |                         |   |
|-----------|-------------------------|---|
|           | <p>交付決定の取消し又は助成金の返還</p> | <p>1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 助成金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合 取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた助成金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合 超える部分の金額</p> |
| <p>様式</p> | <p>申請書等の様式</p>          | <p>1 交付申請書 (様式第1号)</p> <p>2 交付決定通知書 (様式第2号)</p> <p>3 変更等承認申請書 (様式第3号)</p> <p>4 変更等承認通知書 (様式第4号)</p> <p>5 実績報告書 (様式第5号)</p> <p>6 助成金交付請求書 (様式第6号)</p>  |

令和4年度前橋市認定農業者連絡協議会事業報告書

| 期 日       | 事 業 名 等                          | 会 場 等                          | 主 な 内 容  |
|-----------|----------------------------------|--------------------------------|--|
| R4. 4. 12 | 令和3年度定期監査                        | 田村監事自宅<br>清水監事自宅               | (1) 令和3年度事業報告<br>(2) 令和3年度会計決算<br><br>監事2名   |
| R4. 5. 10 | 第17回定期総会                         | JA前橋市本所<br>2階 多目的ホール           | (1) 規約の一部改正<br>(2) 令和3年度事業報告の承認<br>(3) 令和3年度会計決算の承認<br>(4) 令和4年度事業計画 (案)<br>(5) 令和4年度会計予算 (案)<br>(6) 令和4年度会費の額<br><br>代議員30名中27名出席 |
| R4. 5. 10 | 第1回役員会                           | JA前橋市本所<br>2階 消費拡大対策室          | (1) 令和4年度役員会の開催時期及び議題等<br>(2) 群馬県及び自民党政務調査会、市農業施策等への提案・要望事項<br><br>7名出席  |
| R4. 6. 10 | 各種情報提供                           | 全会員へ送付                         | (1) 第17回定期総会開催結果<br>(2) 担い手育成総合支援協議会冊子「輝く農ひと」<br><br>536経営体  |
| R4. 7. 5  | 第2回役員会                           | JA前橋市アグリサポ<br>ートセンター<br>2階 会議室 | (1) 市農業施策等に関する意見交換会参加者の選出<br>(2) 全国農業担い手サミット参加者の選出<br>(3) 視察研修会の視察先選定<br><br>5名出席  |
| R4. 7. 12 | 新規就農者激励会・家族経営協定合同調印式(農業委員会主催) 後援 | JA前橋市本所<br>2階 多目的ホール           | 新規就農者22名<br><br>出席者なし(後援のみ)  |
| R4. 7. 21 | 県認定協役員会                          | オンライン開催<br>(主催者は県庁から<br>配信)    | (1) 全体会議議案書<br>・令和3年度事業報告<br>・令和4年度事業計画 (案)<br>(2) 群馬県等への要望・提案書の提出<br>(3) ぐんま“いきいきファーマー”研修会<br><br>会長出席                            |

議案第2号

|                               |   |   |  |
|-------------------------------|---|---|--|
| R4. 7. 22                     | 市農業施策等に関する意見交換会<br>(農業委員会主催)                                  | JA前橋市本所<br>2階 多目的ホール                      | 参集者：農業者団体（認定協、経営士会、農業青年クラブ、広域農村女性会議、集落協）の役員、農業委員会（会長、職務代理人、農業委員、農地利用最適化推進委員）<br>2名出席           |
| R4. 8. 9                      | 第3回役員会  | JA前橋市アグリサポートセンター<br>2階 会議室                | (1)視察研修会実施計画案<br>(2)支部助成金交付要項の一部改正<br>3名出席   |
| R4. 9. 21                     | 県認定協全体会議  | オンライン開催<br>(主催者は県庁から配信)                   | (1) 令和3年度事業報告<br>(2) 令和4年度事業計画（案）<br>(3) 群馬県農業施策に関する要望・提案への回答<br>(4) ぐんま“いきいきファーマー”研修会<br>会長出席 |
| R4. 10. 21<br>～<br>R4. 10. 22 | 第24回全国農業担い手サミットinふくい  | 福井県福井市ほか                                  | (1) 全国優良経営体表彰等<br>(2) 地域交流会<br>・情報交換会<br>・現地研修会<br>会長出席  |
| R4. 11. 6                     | 市政施行130周年記念式典   | 昌賢学園まえばしホール 大ホール                          | (1)功労者表彰式<br>(2)市立前橋高校吹奏楽部の演奏 ほか<br>会長出席   |
| R4. 11. 8                     | 第4回役員会  | JA前橋市アグリサポートセンター<br>2階 会議室                | (1)役員改選に伴う代議員数等の選出基準（人数・支部組織の設置単位）及び今後の予定<br>(2)補正予算<br>5名出席                                   |
| R4. 11. 22                    | 視察研修会   | (株)ルックライン<br>エコ飼料工場                       | 工場見学及び販路・仕入先の拡大、安定した収益確保への取り組みについて学ぶ<br>会員14名出席  |
| R4. 12. 14                    | 令和4年度ぐんま“いきいきファーマー”研修会・県農業経営者サポート事業経営セミナー<br>(県担い手協主催、県認定協共催) | 群馬県JAビル1階大ホール<br>※リアル及びオンライン（ハイブリッド形式）で開催 | (1)企業及び製品の紹介<br>製品展示会場にて常時実施<br>(2)プレゼンテーション（企業紹介等）<br>(3)情報交換会<br>会長参加                        |

議案第2号

|           |                     |                                |  |
|-----------|---------------------|--------------------------------|--|
| R5. 2. 7  | 第5回役員会              | JA前橋市アグリサポ<br>ートセンター<br>2回 会議室 | (1) 視察研修会の報告<br>(2) 令和4年度事業報告、会計決算見込<br>(3) 令和5年度事業計画案・会計予算案<br>(4) 第18回定期総会の開催日時・議案<br><br>5名出席 |
| R5. 2. 21 | 令和5～6年度支部長会議        | JA前橋市アグリサポ<br>ートセンター<br>2階 会議室 | (1) 令和5～6年度役員を選任<br>(2) 第18回定期総会及び第1回役員会の議案等<br><br>4名出席   |
| R5. 3. 10 | 令和5～6年度第2回支部長<br>会議 | JA前橋市アグリサポ<br>ートセンター<br>2階 会議室 | (1) 令和5～6年度役員を選任<br><br>11名出席  |

令和4年度会計決算

収入額 349,602 円  
 支出額 282,042 円  
 差引額 67,560 円

《収入の部》

単位:円

| 科 目   |       | 予算額<br>(補正後) | 決算額     | 比較増減額 | 備 考   |
|-------|-------|--------------|---------|-------|---|
| 款     | 項・目・節 |              |         |       |   |
| 協議会収入 | 会 費   | 0            | 0       | 0     | 本部会費なし(支部会費は支部毎に決定)   |
|       | 負 担 金 | 11,600       | 11,400  | ▲ 200 | 【内訳】<br>サミット参加者負担金10,000円<br>市内視察参加者負担金1,400円(14人×100円/人)<br>【その他】<br>県外視察中止により減額補正 |
|       | 補 助 金 | 190,000      | 190,000 | 0     | 前橋市補助金  |
|       | 雑 収 入 | 69,681       | 69,680  | ▲ 1   | 【内訳】<br>担い手協郵送費負担金69,680円<br>※冊子(輝く農ひと)発送に伴う郵送費                                     |
|       | 繰 越 金 | 78,522       | 78,522  | 0     | 前年度繰越金  |
| 合 計   |       | 349,803      | 349,602 | ▲ 201 |   |

《支出の部》

単位:円

| 科 目  |            | 予算額<br>(補正後) | 決算額     | 比較増減額    | 備 考  |
|------|------------|--------------|---------|----------|--|
| 款    | 項・目・節      |              |         |          |  |
| 協議会費 | 会 議 費      | 5,000        | 4,431   | ▲ 569    | 消耗品費(会議用水代)  |
|      | 事 務 費      | 234,553      | 207,721 | ▲ 26,832 | 通信運搬費(事務連絡通知)<br>消耗品費(封筒・切手購入費)                                |
|      | 事 業 費      | 90,250       | 69,890  | ▲ 20,360 | 各事業内訳参照  |
|      | ・視察研修会(県外) | 0            | 0       | 0        | 中止   |
|      | ・視察研修会(市内) | 11,600       | 11,240  | ▲ 360    | 視察先:株式会社ルックライン<br>参加者:22人(内、会員14人)<br>【内訳】<br>報償費(謝礼)<br>保険代 等 |
|      | ・担い手サミット参加 | 58,650       | 58,650  | 0        | 開催地:福井県福井市<br>参加者:1名<br>【内訳】<br>旅費・参加者負担金                      |
|      | ・県交流会等参加   | 10,000       | 0       | ▲ 10,000 | 開催されなかったため   |
|      | ・支部活動助成    | 10,000       | 0       | ▲ 10,000 |  |
|      | 予 備 費      | 20,000       | 0       | ▲ 20,000 |  |
| 合 計  |            | 349,803      | 282,042 | ▲ 67,761 |  |

令和4年度定期監査結果について(報告)

このことについて、前橋市認定農業者連絡協議会規約第9条第1項第4号の規定により監査を行ったので、次のとおり総会に報告する。

令和5年4月20日

前橋市認定農業者連絡協議会

監事

田村純洋

監事

清水若郎

記

- 1 監査年月日 令和5年4月20日
- 2 監査事項 令和4年度事業報告及び令和4年度収支決算について
- 3 監査結果 関係書類、証拠書類及び預金通帳を審査、照合したところ、適正に処理されていると認める。

議案第4号

令和5年度前橋市認定農業者連絡協議会事業計画（案）

| 事業区分         | 事業内容等   | 予定時期               | 備考                              |
|--------------|---|--------------------|---------------------------------|
| 会議           | 定期総会  | 5月                 | 前橋市総合福祉会館                       |
|              | 役員会   | 必要に応じ              | 4回程度                            |
| 研修・視察        | 視察研修会   | ①10～11月<br>②10～12月 | ①県外<br>②市内又は近隣市町村<br>※どちらか一方を実施 |
|              | 全国農業担い手サミットへの参加<br>(2日間)  | 10～11月             | 東京都                             |
| 意見・要望<br>調査  | 群馬県・自民党政務調査会への提<br>案・要望   | 6月                 |                                 |
|              | 市農業施策等に関する意見交換会へ<br>の参加   | 7月                 | 役員                              |
| 関係機関<br>との連携 | 県担い手育成総合支援協議会、<br>県認定農業者連絡協議会、<br>市担い手育成総合支援協議会等が主<br>催する各種研修会・相談会への参<br>画・参加 | 7月～3月              |                                 |
| その他          | 新規就農者激励会の後援   | 7月～8月              |                                 |
|              | 県認定農業者連絡協議会主催の<br>各種会議への参加  | 7月～3月              | 4回程度<br>役員                      |

議案第5号

令和5年度会計予算書 (案)

収入 477,561 円  
 支出 477,561 円  
 差引 0 円

《収入の部》

単位:円

| 科 目   |       | 本年度<br>当初予算額 | 前年度<br>当初予算額 | 比較増減     | 備 考                |
|-------|-------|--------------|--------------|----------|--------------------|
| 款     | 項・目・節 |              |              |          |                    |
| 協議会収入 | 会 費   | 0            | 0            | 0        | 本部会費無し、支部会費は支部毎に決定 |
|       | 負 担 金 | 170,000      | 168,000      | 2,000    | 視察研修会等参加者負担金       |
|       | 補 助 金 | 240,000      | 190,000      | 50,000   | 前橋市補助金、担い手協補助金     |
|       | 雑 収 入 | 1            | 1            | 0        | 預貯金利子等             |
|       | 繰 越 金 | 67,560       | 78,522       | △ 10,962 | 前年度繰越金             |
| 合 計   |       | 477,561      | 436,523      | 41,038   |                    |

《支出の部》

単位:円

| 科 目   |            | 本年度<br>当初予算額 | 前年度<br>当初予算額 | 比較増減     | 備 考                 |
|-------|------------|--------------|--------------|----------|---------------------|
| 款     | 項・目・節      |              |              |          |                     |
| 協議会費  | 会 議 費      | 5,000        | 5,000        | 0        | 總會、役員会等             |
|       | 事 務 費      | 178,061      | 116,523      | 61,538   | 事務連絡用通信運搬費・消耗品費等    |
|       | 事 業 費      | 284,500      | 305,000      | △ 20,500 |                     |
|       | ・視察研修会(県外) | 223,500      | 208,500      | 15,000   | 県外または市内のいずれか一方を実施する |
|       | ・視察研修会(市内) | 9,500        | 9,500        | 0        |                     |
|       | ・担い手サミット参加 | 41,500       | 67,000       | △ 25,500 |                     |
|       | ・県交流会等参加   | 10,000       | 10,000       | 0        |                     |
|       | ・支部活動助成    | 0            | 10,000       | △ 10,000 | R4年度をもって事業廃止        |
|       | ・新規就農者激励会  | 0            | 0            | 0        | 昨年度に引き続き協賛なし        |
| 予 備 費 | 10,000     | 10,000       | 0            |          |                     |
| 合 計   |            | 477,561      | 436,523      | 41,038   |                     |

議案第6号

令和5年度会費の額、納入時期及び方法について

前橋市認定農業者連絡協議会規約第15条第2項の規定により、令和5年度会費の額、納入時期及び方法を、下記のとおりとすることについて、総会の議決を求める。

令和5年5月16日

前橋市認定農業者連絡協議会  
会長 伊藤 晴夫

記

令和5年度の会員農業経営体1戸（法人）あたりの年会費は0円とする。

議案第7号

役員を選出について

役員を選出について、前橋市認定農業者連絡協議会規約第12条第2項第4号の規定により、総会の承認を求める。

令和5年5月16日

前橋市認定農業者連絡協議会  
会長 伊藤 晴夫

| No. | 支部名    | 所属支所 | 支部長 | 氏名     | 役職  |
|-----|--------|------|-----|--------|-----|
| 1   | 前橋・上川淵 | 前橋   | 支部長 | 勝山 治利  | 理事  |
| 2   | 南 部    | 南部   | 支部長 | 川島 誠   | 理事  |
| 3   | 芳 賀    | 芳賀   | 支部長 | 摩庭 孝宜  | 副会長 |
| 4   | 桂 萱    | 桂萱   | 支部長 | 内山 英明  | 理事  |
| 5   | 利根西    | 清里   | 支部長 | 松島 辰夫  | 会長  |
| 6   | 南 橘    | 南橘   | 支部長 | 岩崎 隆一郎 | 副会長 |
| 7   | 木 瀬    | 木瀬   | 支部長 | 木村 謙   | 理事  |
| 8   | 荒 砥    | 荒砥   | 支部長 | 青木 達徳  | 副会長 |
| 9   | 大 胡    | 大胡   | 支部長 | 伊藤 晴夫  | 監事  |
| 10  | 宮 城    | 宮城   | 支部長 | 阿久澤 和仁 | 理事  |
| 11  | 粕 川    | 粕川   | 支部長 | 中島 清志  | 理事  |
| 12  | 富士見    | 富士見  | 支部長 | 青木 辰敏  | 監事  |

## 前橋市認定農業者連絡協議会規約

### (名称及び事務所)

第1条 この会は、前橋市認定農業者連絡協議会（以下「協議会」という）と称し、事務所を前橋市農政部農政課内に置く。

2 事務局員には、前橋市農政部農政課から選任された職員を充てる。

### (目的)

第2条 協議会は、各会員農業経営体が、個々の経営基盤の強化と改善を図るとともに、相互が連携し、前橋市における21世紀に躍動する農業経営基盤の確立を目指すことを目的とする。

### (会員)

第3条 協議会の会員は、次のいずれかに該当する者の世帯の農業従事者とする。

- (1) 営農地が前橋市内にあり、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けている者
- (2) 協議会会員であった者で任意継続を希望する場合は、会員資格喪失後最長1年度まで継続して会員資格を有することができるものとする。

### (代議員)

第4条 協議会の議決及び運営のため代議員を置く。

2 代議員は、会員世帯数の按分により、前橋市農業協同組合の支所管内程度を単位とし、地区及び選出数を役員会で協議の上、会長が定めるものとし、この地区において選出された者を充てる。（別表基準による）

### (事業)

第5条 協議会の行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 経営基盤の強化、改善のための研修、研究等に関すること。
- (2) 会員相互の連携、親睦に関すること。
- (3) 関係機関への意見及び要望等に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要なこと。

### (役員の種類)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 理事 若干人
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第7条 理事、監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長は、理事の互選による。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2か年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、その事業を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、会長、副会長を補佐し、協議会の運営にあたる。
- (4) 監事は、協議会の会計が適正に執行されているかを監査する。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会で協議し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めにより会議に出席し、発言することができる。

(招集)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会とし、会長がこれを招集し議長となる。

(総会)

第12条 協議会は、年1回総会を開催するものとする。ただし、協議会の業務に緊急の必要があるときは、臨時に総会を開催することができるものとする。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。
  - (1) 規約の改廃に関する事
  - (2) 毎事業年度の事業計画及び予算に関する事
  - (3) 毎事業年度の事業報告及び決算の承認に関する事
  - (4) 役員選出に関する事
  - (5) その他議決が必要と認められる事項
- 3 総会は代議員をもって充てる。
- 4 総会は代議員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第13条 役員会は会長、副会長、理事をもって組織し、会長が必要と認めたとき及び役員3分の1以上のものから請求があったとき開催する。

- 2 役員会の議事は出席者の過半数をもって決する。

(支部)

第14条 協議会は、前橋市農業協同組合の支所管内程度を単位とし、支部組織を設置することができる。

2 支部組織は、会員の連絡及び親睦等を図るため、営農センター内に支部事務局を置く。

3 支部事務局員には、営農センターから選任された職員を充てる。

(会計及び会計年度)

第15条 協議会の運営に要する経費は、会費、補助金及び負担金等をもって充てる。

2 会費は、年会費とし、総会の定めるところにより納入するものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約に定める以外の事項)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、役員で協議のうえ、会長が定めるものとする。

附 則

この規約は、平成18年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月10日から施行する。

## 別表

## 代議員・理事・監事選出基準

| 地区名       | 会 員 | 代議員 | 役員(理事・監事) | 備考 |
|-----------|-----|-----|-----------|----|
| 前橋<br>上川渕 | 38  | 2   | 1         |    |
| 南部        | 25  | 2   | 1         |    |
| 利根西       | 16  | 1   | 1         |    |
| 南橋        | 19  | 1   | 1         |    |
| 芳賀        | 22  | 2   | 1         |    |
| 桂萱        | 24  | 2   | 1         |    |
| 木瀬        | 54  | 3   | 1         |    |
| 荒砥        | 93  | 5   | 1         |    |
| 大胡        | 35  | 2   | 1         |    |
| 宮城        | 101 | 6   | 1         |    |
| 粕川        | 65  | 4   | 1         |    |
| 富士見       | 48  | 3   | 1         |    |
| 計         | 540 | 33  | 12        |    |

R4. 11. 30時点